

2017年8月8日

報道機関各位

阪急電鉄株式会社  
広報部  
06-6373-5092

## 十三駅臨時改札口での運賃過収受について

十三駅におきまして、なにお淀川花火大会開催に伴い設けた臨時改札口において、乗り越し運賃の精算時に誤って古い運賃表を使用し、運賃の過収受が発生しましたので、お知らせします。お客様には大変ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 概要

8月5日（土）、なにお淀川花火大会開催に伴い十三駅に設けた臨時改札口において、係員による乗り越し運賃の精算を行った際に使用した係員用の大阪市営地下鉄連絡運賃表が、2017年4月1日（土）の同地下鉄の運賃改定前の古いものであったため、過収受が発生させました。

#### 2. 過収受が発生した日時・場所

2017年8月5日（土）16時頃～19時40分頃  
十三駅 6号線臨時改札口 2・3号線臨時改札口

#### 3. 運賃表の誤りの内容

大阪市営地下鉄2区の運賃が、本来より10円高い、2017年4月1日（土）に行われた運賃改定前の240円となっていました。

#### 4. 運賃過収受の件数および金額

6件 60円（1件あたり10円）

#### 5. 原因

運賃改定前の古い運賃表を破棄または修正していませんでした。

#### 6. お客様への対応

お詫びとお申し出のご案内を十三駅およびご乗車になられた駅（大阪市営地下鉄 関目高殿駅・大国町駅・日本橋駅・守口駅）に掲出するとともに、同内容のお知らせを当社ホームページにも掲出します。その上で、お客様からお申し出があれば、事情をお伺いしたうえで過収受分の運賃をお返しいたします。

#### 7. お問い合わせ窓口

阪急電鉄交通ご案内センター 電話0570-089-500  
06-6133-3473  
(平日9:00～22:00、土・日・祝日9:00～19:00)

#### 8. 再発防止対策

古い運賃表が残存していないかを再確認するとともに、最新の運賃表を使用するよう管理を徹底します。

以上